

	～ともに生きる社会をめざして～ 第154号	編集 NPO法人 埼玉県障害者協議会 編集責任者 田中 一 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 TEL 048(825)0707 FAX 048(825)3070 メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp
	完全参加と平等	発行 NPO法人 埼玉障害者センター 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 TEL・FAX 048(833)7027
障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会、心のバリアをなくすことで障害のある人もない人も全ての人が参加しやすい社会『共生社会』を考える事が大切です。		発売日 毎月10日、20日、30日 定価 一部 100円(購読料は会費に含まれます) (共同募金からの助成金の一部で作成しています)



令和6年度(第44回)総会と 研修会を開催

～共生社会は災害のときほど試される～

特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会 代表理事 **田中 一** たなか はじめ



はじめに

特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会は、昭和55年(1980年)の「完全参加と平等」を掲げた国際障害者年を埼玉県で成功させようと願い、昭和56年(1981年)県内の様々な障害者団体が、障害種別、思想・信条をこえて結成された埼玉県国際障害者年推進連絡協議会が前身母体です。その思いを原点に埼玉県障害者協議会と名称を変えて活動を続け、平成20年(2008年)特定非営利活動法人の認可を受け令和6年(2024年)で44年を迎えました。障害種別を超えた障害者団体の横断組織として、県内の障害者団体を代表する組織として、大きな役割を担ってきました。



障害者権利条約の目指す社会、 人権を大切にする社会へ

さいたま市障害難病団体協議会の石垣氏を議長に選出し、議事に入りました。

第1号議案令和5年度事業・決算報告では、令和5年度は感染対策をしつつウイルスと共存する社会となり、事業もコロナ前に戻りつつ執行することができました。

ZOOMによるオンラインでの理事会の開催、コロナ前の状況に近づいた障害者まつりの開催、障害者社会参加推進事業の実施、障害者レクリエーション活動事業の実施、タイムリーな企画の3回の地区研修会の開催等徐々にコロナ前の活動に戻りつつありますが、コロナ禍の経験をどのように生かすかが、課題となりました。

また、令和5年8月22日さいたま共済会館において、令和6年度埼玉県への施策並びに予算編成要望に関する「県との話し合い」が29名の参加で、38の要望を提出し、私たちの切実な願いを実現するために、障害者施策の充実を強く求めました。

決算については、引き続き収入の確保と経費の効率的な執行に努め、僅かではありますが、黒字

決算となりました。

第 2 号議案令和 6 年度事業計画・予算案では、2022 年、国連障害者権利委員会が日本政府に示した総括所見（勧告）では、人権モデルとの調和や地域移行、インクルーシブ教育の推進、障害者政策委員会の強化など、課題の指摘とともに、勧告に基づく障害者施策の改善にあたっては障害者団体との緊密な連携の重要性が示されています。

障害者を締め出す社会は弱くもろい社会であり、「だれもが安心して生きられる平和でインクルーシブな社会」の実現をめざし、加盟団体はもとより様々な関係する団体、県民とも連携して、障害者権利条約の目指す社会、人権を大切にする社会実現に向けて、学びを深め行動していきたいと提案がありました。

また、障害者・家族・施設関係者の願いを実現するために、障害者が地域でも施設でも安心して暮らせるように、国・県・市町村、事業者へ障害者福祉の充実を要請するとともに、障害者差別解消法の目的である共生社会の実現に向けた取り組みを加盟団体とともに推進していきます。

予算については、自主財源事業の収入の確保を図り安定化を図っていききたいと提案がありました。

第 1 号議案、第 2 号議案とも賛成多数で承認されました。

《総会に先立ち全体研修会を開催》 テーマ 「最期まで住み続けることができる地域・住まい」

1 人間の一生を考慮した社会のデザイン

講師は水村容子さん（東洋大学教授・福祉社会デザイン学部長）をお迎えして、福祉国家スウェーデン社会をモデルに最期まで住み続けることができる地域・住まいについて話をいただきました。スウェーデンは世界幸福度ランキング（第 7 位 2020）国連（日本は 56 位）、ライフサイクルを通じた福祉とバランスの取れたワークライフバランスが定着。高齢になったり障害が生じても安

心して暮らし続けられる社会制度の整備が充実しています。

スウェーデンでは一番重要なのが、住まい、次に仕事、そして余暇の順になり、女性・障害者・移民などすべての人にこの 3 要素を提供しています。

2 住み続けるための様々な環境と社会制度を用意している

- 高齢者・障害者の在宅生活を支える建築関連法制度の充実
- ① 移動障害者・認知障害者へのアクセスビリティの保障
- ② 車いす使用者が使用可能なトイレ・浴室の設置の義務付け
- ③ 車いす使用者が使用可能な玄関ホール設置の義務付け
- ④ 車いす使用者が（改修すれば使用可能な）台所の設置の義務付け

3 住み続けるための条件とは

- ① 自己決定：自分で選択すること
- ② 行動と参加：自己の選択を実行に移すこと、住宅の自治・管理へ参加すること（＝近隣住民と関わること）
- ③ 住み続けられる社会制度が整備されていること
- ④ そのような制度を実現させる、政治・行政にかかわること（選挙へ行く、自分が暮らす自治体の HP を見る、公募委員などへ応募するなど）

活発に質問もあり充実した研修会になりました。



障害者関係団体予算の削減に対して県に要望書を提出

NPO 法人埼玉県障害者協議会理事

わかやま たかゆき
若山 孝之

令和6年度埼玉県の障害福祉団体に配分される委託事業の予算が削減されました。埼玉県障害者協議会は、このことによって委託事業の実施に支障が生じているという団体の声を受け、5月下旬に県に要望書を提出しました。要望は、下記の二点です。

- 1 令和6年度の削減について、財源対策を講じ、早急に復活させてください。
- 2 障害者関係団体への委託事業の予算編成については、実施団体に十分な説明を行ってください。また、実施団体の意向を反映させてください。

障害者協議会の役員7名で、県福祉部障害者福祉推進課長と面談、要望書を手交しました。

冒頭代表理事から、「令和6年度の埼玉県の障害者関係団体への委託事業に配分される予算が削減されました。そのことによって、事業実施に支障をきたしています。県の委託事業を実施している障害者関係団体の予算は会費や寄付で運営されています。給与や年金が物価の高騰に見合う増額はなく、会の運営も年々厳しくなっています。また、物価高騰は、事業を実施するための資材の購入費にも影響しています。県民への啓発という大切な役割を担うとともに、『十分に社会参加ができない』『どこにも相談することができない』という障害者にとって、地域で安心して生活できるため貴重な事業でもあります。

削減によって、事業が縮小や取りやめになることに深い憂慮と危惧を団体は実感してい

ます。事業を継続維持していくため、さらにコロナ禍からの回復ということでも充実した事業が求められたため、予算の復活を要望します。」との要望書に沿って、主旨説明を行いました。

引き続き各参加者から、障害者まつり、地区研修会、相談事業等の役割と現状、補助金の削減によって支障が起きていることを訴えました。

県からは、厳しい財政状況にあり、県の予算編成方針に従って、削減せざるを得なかったとの説明でした。

令和6年度の削減について、財源対策を講じ、早急に復活させてください。という要望については、国の予算で追加予算などがあった場合を除いて、県として、復活したことはなく、困難という回答でした。

「ぜひ、知事、財政部局にこのことをしっかり伝えてほしい」また、「障害者関係団体への委託事業の予算編成については、実施団体に十分な説明を行ってほしい、実施団体の意向を反映させてください。」を再度要望して面談は終わりました。



障害者福祉推進課長に要望書を手交



第45回 埼玉障害者まつり



テーマ【つながることが力になる 共に生きる平和な社会】

日時：令和 6 年 10 月 6 日 (日) 9:30~15:00

会場：埼玉県障害者交流センター

〒330-8522

埼玉県さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

電話・FAX：048-833-7027 E-mail：syousairenssc@hop.ocn.ne.jp

参加費
無料 !!

- 今回も「みちのくプロレス」出演決定！ シンポ「障害者の暮らしの場を考える」準備中！
- 歌声喫茶ともしび、バルーンおやじ、ベリーダンス、そして太鼓やダンスも賑やかしく！
- 近日中に第 1 号チラシが出来上がります ●バザー等の出店とボランティアも募集中！
- あなたも実行委員、企画スタッフ、事務局に！進行状況は埼玉障害者まつりで検索してね♪

第18回「塙保己一賞」表彰候補者の募集

埼玉県では、本県出身の江戸時代後期の全盲の学者「塙 保己一」にちなみ、障害がありながらも社会的な活躍をしている方、障害のある方に対する支援等にご貢献している方・団体を表彰しています。

このたび、令和 6 年度、第 18 回塙保己一賞の募集を開始します。

各賞とも、視覚障害
以外の障害のある方
も応募できます

1. 賞の種類 と対象者

大賞 (対象者：障害者本人)

日本国内に在住し活動する方で、社会的に顕著な活躍をしてきた方

奨励賞 (対象者：障害者本人)

日本国内に在住し活動する方で、今後さらに社会的な活躍が期待される 60 歳未満 (令和 6 年 4 月 1 日現在) の方

貢献賞 (対象者：障害者の支援者、貢献者 ※障害の有無は問いません)

日本国内に在住し活動する個人・団体で、社会的に顕著な支援活動等を行ってきた個人・団体

2. 募集方法

- 「候補者調書」及び「推薦書」(ホームページからダウンロードできます) に必要事項を記入の上、「3. 応募先」まで送付してください。(応募は、郵送、Fax、電子メール可)
- 応募者は、候補者本人、その他を問いません。
「推薦書」は候補者本人と二親等内 (配偶者を含む) の親族でない方のものを提出してください。

3. 応募先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県福祉部障害者福祉推進課「塙保己一賞」係

TEL：048-830-3309 FAX：048-830-4789 E-mail：a3310-06@pref.saitama.lg.jp

4. 応募期間

令和 6 年 6 月 1 日 (土曜日) から令和 6 年 8 月 31 日 (土曜日) まで

※郵送の場合は当日消印有効

編集後記 今年は梅雨入りが大幅に遅れましたが、気温はそれなりに高いので真夏日が続いています。各家庭でも職場でもエアコンが重宝される季節です。大型のショッピングセンターやスーパー、そして私の職場でもクーラーが効きすぎて、寒がりの私にはカーデガンと、終いにはウィンドブレーカーを着て、すでに秋の装いです。一方で官公庁は、環境省が推奨する 28 度に設定されています。暑がりの方は自分でハンディ扇風機を持参し、自分の座る場所を局所的に涼めています。このように、過度に低温設定している場所もあれば、扇風機持参の職場もあり本末転倒で、どちらもエネルギーの無駄使いと思います。

〈東海林〉